年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

宮崎国民年金 事案 485

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年9月まで

私は、昭和45年1月に、勤めていた会社を退職した後、国民年金に加入 した。

昭和46年又は47年の2月頃であったと思うが、A市役所の窓口で加入手続をすると、その10日後ぐらいに納付書が郵送されてきた。納付書に記載された3か月ごとの保険料額は1,500円弱で、3か月分の金額が4期に分けて記載されていたことを覚えている。

昭和47年10月に婚姻し、夫の勤務先であるB市に転居するまで、毎期ご とに銀行窓口で保険料を納付した。

領収証等は保管していないが、納付したのは間違いないので、申立期間の 保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年又は47年の2月頃にA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、その後郵送により納付書を受け取り、国民年金保険料額は3か月分で1,500円弱であった旨を主張しているところ、A市広報によると、A市では47年度から、国民年金保険料を納付書により収納する取扱いとされていることが確認できる上、同年4月から同年6月までの国民年金保険料額は合わせて1,350円であり、申立人が最初に納付したと記憶する3か月分の国民年金保険料額とおおむね一致する。

また、申立人が保険料を納付したと主張する銀行窓口は、上述の広報紙にお

いて、国民年金保険料を納付できる金融機関の一つとして挙げられていることが確認できるなど、申立人の主張は当時の状況と一致している。

一方、申立期間のうち、昭和45年2月から47年3月までの期間については、 A市においては、国民年金保険料を納付書により現年度納付することはできなかった上、申立人は、社会保険事務所(当時)から過年度保険料に係る納付書が郵送されてきた記憶は無いとしていることから、当該期間の保険料を納付していたことを推認することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月28日から33年10月21日まで

② 昭和34年10月21日から35年6月21日まで

私は、A県B市に所在したC社に就職した。同社の都合で同僚数名とD市に所在した同社の子会社であるE社に配転となり、1年でC社に戻り、数か月後に同社を退職した。

退職時は会社から一時金などは無かったし、退職後に姉から、「C社を退職後も仕事を継続し、脱退手当金としては受給しない方が良い。」との助言をもらった。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の事業所であるC社から転籍したE社の期間分については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該未請求となっているE社は、申立期間であるC社の子会社である上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、申立人は当該未請求期間についても継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたことを認識していたことをうかがわせる供述をしていることを踏まえると、申立人が申立期間に挟まれた被保険者期間のみを失念して請求するとは考え難い。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後

合わせて 100 人の厚生年金保険被保険者のうち、脱退手当金の受給資格を満たす 47 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、40 人に支給記録が確認でき、そのうち 38 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられるところ、申立人と同一日付けでE社に転籍し、C社に戻っている同僚7人のうち、5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうちの4人については、4か月以内に支給決定されていることから、当該4人については事業主による代理請求がなされた可能性があるが、当該4人に係る脱退手当金は、C社における厚生年金保険加入期間及びE社における厚生年金保険加入期間を含めて脱退手当金が支給されていることが確認できること、申立期間当時の同僚2人から申立期間当時のC社の脱退手当金事務担当者は1人であった旨の証言が有ったこと、及び申立人が退職後に姉から、「C社を退職後も仕事を継続し、脱退手当金としては受給しない方が良い。」との助言をもらったと述べていることを踏まえると、申立人については、事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月15日から35年8月24日まで

② 昭和36年3月1日から39年8月1日まで

私がA社で勤務していた期間の脱退手当金を受給したこととなっていることを、年金事務所からのはがきで初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページと前後のページに記載されている 100 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間 (昭和38年から40年まで)に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有している女性被保険者は 12 人確認でき、そのうち5人に脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該 12 人のうち住所が判明した 11 人に照会し、5人から回答を得たが、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる回答は無い上、このうちの同僚一人は、「私は事業所外の友人に脱退手当金のことを教えてもらい、脱退手当金を受給した。会社からは、脱退手当金の説明も無かったし、代理請求も無かった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険 者期間をその計算対象とすべきところ、申立期間の間の被保険者期間について はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求期間と 申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理 されていることから、申立人は、当該未請求期間に係る事業所に厚生年金保険被保険者証を提出したものと考えられる上、申立人は、当該未請求期間に係る事業所に勤務した動機等について具体的に記憶しており、厚生年金保険に加入していたことについても認識していたと述べていることを踏まえると、申立人が当該未請求期間を失念して請求するとは考え難い上、上述のとおり、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月27日から36年2月16日まで

② 昭和36年3月14日から41年6月3日まで

国の記録では、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取ったこととされているが、受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、未請求期間の事業所と申立期間の事業所の業務内容は同一である上、申立人は、当該未請求期間に係る健康保険証を所持していたことを覚えており、未請求期間について厚生年金保険に加入していたことを認識していたことをうかがわせる供述をしていることを踏まえると、申立人自身が脱退手当金を請求した際にこれを失念するとは考え難い。

また、申立期間当時のA社の専務は、「会社が、従業員の退職時に脱退手当金に関する説明を行ったことは無いが、本人の申出があれば脱退手当金の代理請求を行っていた。申立人に係る代理請求を行った記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、 脱退手当金の請求が行われたことを示す「脱」の表示が確認できるものの、一 方で申立人の氏名が誤って記載されたまま、訂正された事跡が見当たらない上、 脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 488 円相違しているが、そ の原因は不明であることから、脱退手当金の支給に係る事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

宮崎厚生年金 事案878 (事案158の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月21日から30年6月1日まで

② 昭和33年6月1日から38年5月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、両申立期間については、脱退手当金を支給している旨の回答であった。

私は、退職すれば脱退手当金がもらえることを知らず、脱退手当金を請求 したことも、受給したことも無いので、年金記録確認第三者委員会に申し立 てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たに申立期間当時の同僚と経営者の親族の氏名を思い出したので、 再調査の上、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、申立人が脱退手当金を受給していなかったことをうかがわせる関係資料が無いこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、聴取した経営者の親族であった同僚は、「脱退手当金について会社からの説明はなかった。」と供述しているほか、申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日の前後

に資格取得し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 23 人のうち、 脱退手当金を受給しているのは申立人を含めて 4 人と少ないことなどから、事 業主による代理請求がなされていたとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和38年7月10日に支給決定されたことになっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は37年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月29日から35年12月20日まで 私は、年金受給の手続の際、申立期間に係る脱退手当金が支給されている ことを知った。

A事業所を退職後は、脱退手当金の支給日の直前までB事業所に勤務して おり、脱退手当金の請求及び受給を行った記憶が無いので、申立期間につい て、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると昭和 36 年 7 月 19 日に支給された記録となっているところ、当該脱退手当金の受給権は、申立期間後の同年 3 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所において被保険者資格を喪失する日まで発生せず、当該喪失日が申立期間に係る事業所における被保険者資格喪失日から約 7 か月後であることを踏まえると、申立期間に係る事業所が当該脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間と当該脱退手当金の支給日の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が支給日に最も近い被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から39年6月1日まで 私は、年金事務所からの連絡により、A事業所に勤務していた申立期間に ついて、脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

申立期間当時は脱退手当金のことは全く知らず、もし知っていたら申立期間前の厚生年金保険被保険者期間についても請求していたと思う。

申立期間について脱退手当金の請求や受給をした記憶は無いので、脱退手 当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求期間は、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間である上、その被保険者期間は37か月間と申立期間とほぼ同じ期間であり、申立人が当該未請求期間についても厚生年金保険に加入していたことを認識していた旨供述していることを踏まえると、申立人がこれを失念して請求するとは考え難い。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性5人のうち、申立人以外に、脱退手当金の支給記録が有る者は確認できず、当該事業所において代理請求がなされていた事情はうかがえない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険

被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年8月に婚姻し、改姓しており、当該婚姻日から約1年後に当該脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

宮崎国民年金 事案 486

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで

② 昭和50年7月から51年3月まで

私は、昭和48年9月にA県にある会社を退社し、母の住むB県C市に帰り、市役所で国民年金の加入手続を行った。同年10月からD県E市に転居したが、住民票はそのままにしていたため、その間は400円から1,000円ぐらいの保険料を母に送金し、国民年金保険料を毎月納付してもらっていた。現在は、納付した関係資料は無いが、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「E市に転居した昭和 48 年 10 月からは毎月母に送金し、国民年金保険料を納付してもらっていた。」と主張しているが、特殊台帳から、申立人が申立期間直前の 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 50 年 12 月に一括納付していることが確認でき、申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も、申立期間のうち国民年金加入期間の納付記録は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金保険料 の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立 人の母親は、現在、入院中で証言を得ることができず、国民年金保険料の納付 状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年8月まで

昭和 48 年頃に母から、「20 歳からの国民年金保険料を一括納付できる制度がある。」と聞いたので、母に依頼し、母が国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれた。当時、母から一括納付の領収書をもらったが紛失した。納付場所や金額は自分で納付していないので分からない。

平成21年10月頃、A市役所で移動相談が行なわれた際、社会保険事務所(当時)の職員に国民年金保険料が20歳の時から一括で納付されているか確認したところ、「時効直前に納付している。」と回答されたので安心していたが、今回のねんきん定期便では、申立期間が未納とされているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付してくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 1 月に払い出されていること、及び申立人が所持している 2 冊の年金手帳はいずれも 49年11 月以降に交付されたオレンジ色の年金手帳であることが確認できるとともに、申立期間直後の 48 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を同年 1 月 29 日に一括納付していることが確認できることから、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が一括納付したと主張する時期は特例納付の実施時期ではない。

また、申立人の母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付したとするその母親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月2日から同年11月30日まで

② 昭和45年1月15日から同年5月11日まで

③ 昭和45年6月1日から46年9月30日まで

④ 昭和47年4月6日から49年1月31日まで

私は、A県に所在したB社に勤務し、婚姻を契機に同社を退職した。

年金事務所の記録では、申立期間について脱退手当金を受給済みとされているが、申立期間について脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和49年3月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当初、別の記号番号が付番されていたところ、在職時の昭和 48 年 8 月 14 日に統合処理が行われていることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、統合後の記号番号の期間は全て脱退手当金の支給対象期間となっている。

一方、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の期間と申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難で

あったものと考えられるとしていることから、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月15日から27年1月10日まで

② 昭和27年5月28日から同年8月1日まで

③ 昭和27年9月4日から31年1月6日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給したこととされていることを年金事務 所から送付されたはがきで知った。

結婚準備のために退職したが、結婚後も再度勤めることを考えていた。脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格 喪失日から約1か月後の昭和31年2月21日に支給決定されている上、申立 期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対 して脱退手当金が支給されていることを示す脱退手当金の支給日、支給金額 及び資格期間等が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかが えない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号については、申立期間 ①から③までの厚生年金保険被保険者期間は同一の番号で管理されているに もかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手 当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金 保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱 退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 877 (事案 581 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月9日から同年12月1日まで 私は、申立期間前に勤務していた事業所を昭和60年5月末に退社し、同 年6月頃には、公共職業安定所の紹介でA社に勤務した。

しかし、年金事務所の記録によると、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和60年12月1日とされていることが分かった。同社で勤務を開始したのはそれより前であったことを記憶しており、同年10月には同社から資格試験を受けに行った証明書も持っている。

申立期間において、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。前回は、申立期間の始期を昭和60年6月からとして申し立てたが、雇用保険の被保険者記録が確認できる同年8月9日からに訂正して再度申立てを行うので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認

めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、複数の同僚について、雇用保険の被保険者記録で確認できる被保険者資格の取得日と申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者資格の取得日が一致していないことが確認できるところ、複数の同僚が、「申立事業所には試用期間があったと思う。実際に入社した時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日は相違している。」と供述していることから判断すると、申立事業所では従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状

況がうかがえること、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな関連資料は無いものの、雇用保険の被保険者記録が確認できる期間については間違いなく厚生年金保険に加入していたとして再度申立てを行っていることから、今回追加の調査を行ったところ、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している同僚が複数確認でき、前回の調査結果と同様、申立事業所では従業員について必ずしも採用又は雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月7日から39年7月1日まで 私は申立期間において、A社に勤務していたが、出産・育児のため退職 した。

年金事務所の記録によると、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無いので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 39.10.1」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和39年10月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後5年以内に資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給要件を満たしている女性7人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、当時事務担当者であったとする同僚の一人は、「会社で脱退手当金の代理請求を行っていたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月4日から29年1月21日まで

② 昭和34年9月1日から同年11月26日まで

③ 昭和35年1月12日から同年7月1日まで

④ 昭和40年1月1日から42年4月1日まで

⑤ 昭和45年1月22日から47年9月4日まで

年金事務所の記録では、私は、脱退手当金を3回受給したことになっているが、受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、厚生省(当時)が脱退手当金の給付裁定のために必要な標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答した日(昭和35年9月12日)が記載されており、その約2か月後の昭和35年11月15日に支給決定がなされている上、申立期間①、②及び③を計算の基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が支給決定された時期は 通算年金制度創設前であり、申立期間③に係る事業所であるA社を退職後、 昭和40年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給する ことに不自然さはうかがえない。

なお、申立期間①と申立期間②の間に脱退手当金が未請求となっている

別事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求の被保険者期間と申立期間①、②及び③とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、脱退手当金の裁定庁では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

2 申立期間④について、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間④に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性19人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に支給記録が確認でき、そのうち11人が資格喪失後5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録が確認できる同僚の一人は、「脱退手当金の請求手続は会社が行い、会社を通じて受け取ったような記憶が有る。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

- 3 申立期間⑤について、年金事務所には、申立期間⑤に係る脱退手当金裁定請求書等が保管されているところ、当該請求書には、「昭和 48 年 5 月 15 日小切手交付済」の押印が確認でき、オンライン記録上の脱退手当金支給日と一致している上、当該裁定請求書の住所欄に記載されている住所は、申立人が申立書に「当時の住所」として記載したものと一致していること、及び年金事務所保管の厚生年金保険脱退手当金裁定伺に記載された脱退手当金の「振込先金融機関店舗又は送金先銀行・郵便局」欄には、当該住所地の最寄りの金融機関が記されていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えるのが自然である。また、C社の健康保险原生年金保险被保险者名簿の申立人の欄には、脱退
 - また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が請求されたことを意味する「脱 48.5.7 社会保険事務所名」の表示が記されている上、申立期間⑤に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。
- 4 さらに、脱退手当金は、申立期間①、②及び③に係るもの、申立期間④に係るもの、申立期間⑤に係るものの3回にわたり支給されたと記録されてい

るところ、異なる裁定庁で裁定した3回の脱退手当金について、3回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月10日から37年4月30日まで

私は結婚のため昭和37年にA社を退職したが、同社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金として7万2,000円を受領したことになっていると年金事務所から聞かされた。その当時、結婚の結納金は3万円から5万円ぐらいが相場であったので、そのような大金であるならば覚えているはずであるが受領した記憶は無い。一時金として1万2,000円ほど受領した記憶は有るが、7万2,000円を受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後2年以内に資格喪失している女性9人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4人が5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、社会保険庁(当時)が脱退手当金の給付裁定のために必要な標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答した日(昭和37年7月5日)の印が押されおり、その約1か月後の昭和37年8月1日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、当該脱退手当金の支給額は、オンライン記録において7万2,000円と 記録されているが、申立期間に係る脱退手当金の法定支給額を計算すると、そ の額は1万2,000円であり、オンライン記録を入力する際に誤った可能性があることなどから、当時においては、申立人に対して法定支給額である1万2,000円が支給されたものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。